



事 務 連 絡

平成 18 年 10 月 10 日

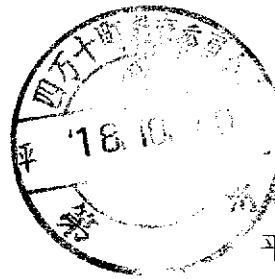
各 学校長 様

四万十町教育委員会

《公印省略》

四万十町職員の休暇の承認等について

四万十町職員の休暇の承認等について、別紙のとおり「四万十町総務課長」より通知がありましたので、該当職員に周知をお願いします。



事務連絡
平成 18 年 10 月 5 日

総合支所長・各 課 長
各事務局長・教育次長 様
各 所 長・出納室長

総 務 課 長

職員の休暇の承認等について

このことについては、四万十町の仮例規に記載されていなかったため、各課等において取り扱いが統一されていない場合がありますが、今後は下記のとおり「四万十町職務権限規程」に規定のとおり取扱うこととしますので、職員への周知をお願いします。

記

課員の休暇の承認等については、課長（支所においては支所課長）の専決事項です。ただし、勤勉手当・通勤手当等に影響する病気休暇、及び産前産後休暇等の取得については総務課（地域振興課）の福利厚生担当者まで連絡してください。

また、タイムカードと休暇カードは各課等において厳重にチェックを行いタイムカードを総務課（地域振興課）に提出するとともに、各課長等は休暇状況の管理を徹底してください。

また、病気休暇の取り扱いについては、【別紙 1】のとおりですので、再度確認のうえ遺漏のないようにお願いします。

「勤勉手当・通勤手当等に影響する病気休暇」とは

- ① 勤勉手当の基準日以前 6 か月以内の期間に病気休暇が 30 日を超える場合
- ② 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

以上

【別紙 1】

1. 病気休暇の基本的な考え方について

病気休暇は、勤労意欲があっても負傷又は疾病のため勤務に服することができない職員に対し、医師の証明書等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた休暇である。また、条例においても、病気休暇は、職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇となっていることから、基本的に医師の証明等に基づく休暇とします。

2. 病気休暇の取得方法等について

病気休暇の取得については、医師の証明等の提出が必要なため、取得方法についてはいろいろな場合が想定されるため、以下のとおり具体例を例示します。

(ア) 風邪、発熱、下痢等による病気休暇（1日以上）の場合

医師の診断を受けるまでは、療養が必要かどうか判断できないため、最寄の病院の医師の診断を受けるまでは有給休暇とし、医師の診断により療養が必要との証明等が提出されれば病気休暇に切り替えることとする。

(イ) 風邪、発熱、下痢等による病気休暇（時間休）の場合

発熱等の病気により最寄の病院に治療にいった時間は病気休暇とし、病院の領収書の確認により、必要最小時間を病気休暇として取り扱うものとする。（この場合も、病院に治療にいった時間を超えて休む場合は診断書が必要）

(ウ) 歯の治療の場合

痛み等による場合のみ（イ）と同様手続きにより病気休暇とし、通常の虫歯等の治療の場合は、土曜日や5時過ぎてからも診察できる歯科医院もあることから、痛みを伴わない場合はそのような治療に努められたい。

(エ) 医師の指示により検診が必要な場合

医師の指示により、病気の経過観察等が必要と診断されている場合は、その旨の診断書（月に1回等の記載必要）を作成してもらい提出されている場合に限り、診察を受けるのに必要な最小限度の時間を病気休暇として取り扱うものとする。